

消費者行政の施策体系

〔施策の柱〕	〔施策の方向〕	〔具体的施策〕
I. 安全の確保	1. 商品・サービスの安全性確保	(1)商品等の安全性の調査（経済労働局消費者行政センター） (2)商品に関する各法律に基づく立入検査（経済労働局消費者行政センター） (3)商品テストの実施（経済労働局消費者行政センター） (4)家庭用品安全対策（健康福祉局生活衛生担当、区役所） (5)健康リビング対策（健康福祉局生活衛生担当、区役所） (6)公園の遊具の安全点検（建設緑政局みどりの保全整備課、区役所）
	2. 食の安全性確保	(1)農作物の安全性確保（経済労働局農業技術支援センター） (2)食品衛生に関する監視指導・検査、食中毒等の調査、消費者への情報提供（健康福祉局食品安全担当・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） (3)学校給食の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室） (4)保育所給食の安全性確保（こども未来局保育・子育て推進部） (5)水道水の安全性の確保（上下水道局水管理センター）
	3. 監視指導	(1)環境衛生関係営業施設に対する監視指導（健康福祉局生活衛生担当、区役所） (2)専用水道及び簡易専用水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生担当、区役所） (3)小規模水道及び小規模受水槽水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生担当、区役所）
	4. 商品廃棄に係る汚染防止	(1)廃家電製品に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） (2)使用済み乾電池に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） (3)蛍光管に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当）
	5. 放射性物質等に対する安全性確保	(1)食品等の検査（健康福祉局食品安全担当・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） (2)学校給食用食材の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室） (3)水道水中の放射性物質等検査（上下水道局水管理センター） (4)地下水中の有機フッ素化合物調査（環境局環境対策部環境保全課）
II. 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止	1. 表示・包装の適正化	(1)表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (2)包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (3)過剰包装の自粛（環境局減量推進課） (4)食品表示の適正化の推進（健康福祉局食品安全担当・中央卸売市場食品衛生検査所・健康増進担当、区役所） (5)包装食品の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (6)自動販売機の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (7)アフターサービスの基準の推進（経済労働局消費者行政センター） (8)家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局消費者行政センター）
	2. 計量の適正化	(1)特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査（経済労働局消費者行政センター） (2)特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等（経済労働局消費者行政センター） (3)商品量目立入検査（経済労働局消費者行政センター） (4)商品量目試買検査（経済労働局消費者行政センター） (5)計量展示室の公開（経済労働局消費者行政センター） (6)適正計量の普及・啓発（経済労働局消費者行政センター）
	3. 不適正な取引行為の禁止	(1)事業者との情報交換及び改善の推進（経済労働局消費者行政センター） (2)不適正な取引行為の禁止（経済労働局消費者行政センター） (3)広域的な被害拡大防止及び未然防止（経済労働局消費者行政センター）
III. 生活必需物資の確保及び価格の安定	1. 生活必需物資の確保及び価格の安定	(1)生鮮品等の安定供給の確保（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） (2)新たな産地開拓に向けた取組（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） (3)市内産農産物の地産地消の推進（経済労働局農業振興課） (4)価格動向等の調査（経済労働局消費者行政センター）
	2. 災害緊急対策	(1)生活必需品等の確保（経済労働局消費者行政センター） (2)飲料水の供給（上下水道局水道管理課） (3)備蓄物資等の整備（危機管理本部危機対策部） (4)防災に関する情報（危機管理本部危機管理部）
IV. 苦情の処理及び被害の救済	1. 消費生活相談機能の充実	(1)消費生活に関する相談窓口（経済労働局消費者行政センター） (2)消費生活相談員への助言等の充実（経済労働局消費者行政センター） (3)特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） (4)外国人市民等の被害救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター） (5)緊急特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） (6)危害・危険情報の収集（経済労働局消費者行政センター） (7)重大事故等の通知（経済労働局消費者行政センター） (8)関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター） (9)消費生活相談のデジタル化の推進（経済労働局消費者行政センター） (10)消費生活相談におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応（経済労働局消費者行政センター）
	2. 被害の救済	(1)苦情処理のあっせん・調停等（経済労働局消費者行政センター） (2)消費者訴訟の援助（経済労働局消費者行政センター） (3)被害の救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）

